

面積規制① 展望規制区域における広告物の総表示面積規制

用途地域	当該敷地内の建築延面積	総表示面積上限
準工業地域 工業地域 工業専用地域	500㎡以下	20㎡以下
	500㎡超1,000㎡以下	30㎡以下
	1,000㎡超	40㎡以下
上記以外の地域	500㎡以下	15㎡以下
	500㎡超1,000㎡以下	25㎡以下
	1,000㎡超	35㎡以下

鉄道または道路敷地からの距離が20m増すごとに、広告物の総表示面積上限に10分の1の面積を加算します。

広告物の垂直投影面積は、建築物又は工作物の5分の1を超えないこと

特定商品名のみを表示するものではないこと。

特定商品名を表示する場合は、その表示面積は総表示面積の3分の1以下であること。

面積規制② 郡山インターチェンジ周辺沿道地区の屋上広告物の表示面積規制

建物の幅	広告物の合計面積（各面あたり）	
	建物の高さ12m未満	建物の高さ12m以上
20m未満	30㎡以下	40㎡以下
20m以上50m未満	45㎡以下	60㎡以下
50m以上100m未満	60㎡以下	80㎡以下
100m以上	90㎡以下	120㎡以下